

たにやまサニーサイド保育園 重要事項説明書

1. 施設の概要・目的及び運営の方針

○施設の概要

名称 たにやまサニーサイド保育園

所在地 鹿児島市上福元町4008-4

○目的

有限会社SawaCompanyが設置するたにやまサニーサイド保育園（以下「本園」という。）が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、本園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

○運営の方針

本園は、児童福祉法、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する。

2 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。

3 本園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2. 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省公示第117号）に基づき、保育内及び給食並びに健康管理

について、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立て、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

2 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

保護者（以下「保護者」という。）に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

3 一時預かり事業

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の規定による保育の利用の対象とならない、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、同法第6条の3第7号に規定する一時預かり事業を提供する。

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

本園に次の職員を置く。（なお員数においては変動することがある）

(1) 園長 1 名

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士 1 名

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 5 名以上

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

なお、員数は園児数等により変動することがある。

(4) 栄養士・調理員 1 名以上

栄養士は、利用乳幼児の発達段階に応じ、0 歳児の離乳食、1～2 歳児の幼児食及び3歳以上の幼児食に係る献立を作成する。

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(5) 事務員 1名以上

事務全般。主に、行政・役所への対応・提出書類の作成および保護者、職員対応などを行う。

(6) 嘱託医 1人

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断（年2回）、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(7) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診（年1回）、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8) 必要に応じその他の職員を置く。

4. 保育を行う日及び時間帯

保育を行う日及び時間は、次のとおりとする。

(1) 保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月29 日から1 月3 日まで）及び祝祭日、3月31日を除く。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

7 時 00 分から 18 時 00 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19 時 00 分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

9 時 00 分から17 時 00 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7 時 00分から 9 時 00

分まで又は17 時 00分から19 時 00 分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

5. 保護者の負担について

(1) 本園の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用負担額（保育料）を支払うものとする。

(2) 本園は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他、やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28 条第2 項第1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

(3) 本園(は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用は、別表第1に掲げる。

6. 利用定員

本園の法第31 条第1 項の利用定員は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める。

(1) 法第19 条第1 項第2 号に規定する子ども（以下「2 号認定子ども」という。） 1 6 人

(2) 法第19 条第1 項第3 号に規定する子ども（以下「3 号認定子ども」という。）のうち満1 歳以上の子ども

1 0 人

(3) 3号認定子どものうち満1歳未満の子ども 4人

7. 利用の開始及び終了に関する事項等

(1) 本園は鹿児島市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(2) 鹿児島市域に居住する保育を必要とする子どもの保護者が本園の入園を希望する場合は、

鹿児島市が指定する入所申込書に必要事項を記載し、鹿児島市に申し込むものとする。

(3) 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

① 園児が小学校に就学したとき。

② 2号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

③ 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 本園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱

託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じる。

(2) 保育の提供により事故が発生した場合は、鹿児島市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講

じる。

(3) 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止

のための対策を講じる。

(4) 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

- (5) 本園は、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。
- (6) 本園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てる。
- (7) 本園は、前5項の具体的計画の内容について、職員並びに支給認定子ども及びその支給認定保護者に分かりやすく当該特定教育・保育施設内に掲示する。
- (8) 本園は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることに
より非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知する。
- (9) 本園は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努め、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1 回行う。

9. 要望・相談・苦情の受付

当施設における要望、ご相談、苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

○要望・相談受付窓口（担当者）

職名：主任保育士 氏名：森元 友歌吏

○解決責任者

職名：園長 氏名：飯尾 奈緒美

○第三者委員

氏名：堀脇 美穂（辻之堂後町内会長） 090-3883-3584

○目安箱

園内に目安箱を設置。

10. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しております。

○嘱託医

医療機関名：医療法人さゆみ会 マミクリニック伊集院

医院長名：伊集院 秀明

所在地：鹿児島市中山町2587-3

○嘱託歯科医

医療機関名：医療法人こうせい会 オリーブ歯科谷山中央

医院長名：神園 健太

所在地：鹿児島市谷山中央7丁目31-6

11. 保険に関する事項

本園は下記の損害賠償に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 園賠償責任保険・園児団体傷害保険

補償の概要 園等が法律上の賠償責任を負った場合に被った損害、園児の怪我を補償します

補償額 (施設賠償)対人1名2億円/1事故10億円

(傷害補償)死亡・後遺障害215万円/入院保険金日額1日2250円/通院保険金日額/1500円

12. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

保育によって知り得た個人の情報は、子ども達の成長を支える以外に、保育に関係のない外部団体や他者へ漏えいすることはいたしません。

【別表第 1】

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

(1) 対象となる年齢の全利用乳幼児の負担金となります。

(2) 以下の項目においては、いかなる理由があっても当園が指定するもの(場所)を購入して頂きます。

(3) 入園時に必要ない項目も、対象年齢に達した時点で別途請求させていただきます。

(4) 項目	負担を求める対象及び理由と目的	単位	金額
主食費	3～5歳の利用乳幼児の主食費は給付金、保護者利用料ともに含まれていないため。	月額	月額 1,000 円
副食費	2号認定（3歳から5歳の保育認定）の副食費は施設に直接支払うこととなっています。利用者が負担することはこれまでと変わりません。 ただし、年収360万円未満相当の世帯と第3子以降の子どもは、副食費は、免除となります。 3号認定（0歳から2歳の保育認定）は、これまでと同様に保育料に含まれ、別に給食費の徴収はありません。	月額	月額 5,000 円
乳幼児帽子(フリー)	【理由及び目的】 利用乳幼児が個別で保育園の創作活動や課外活動に利用するため。 サイズ表(体操服上)90/100/110/120/130	1 個	1,100 円
乳幼児帽子(Lサイズ)			1,100 円
体操服（半袖各サイズ)		1 枚	2,500 円
体操服(短パン各サイズ)		1 枚	2,300 円
はさみ	【理由及び目的】 利用乳幼児が個別で 保育園の創作活動や課外活動に 利用するため。	1 本	500 円
クレヨン		1 ケース	550 円
じゅう画帳		1 冊	280 円
のり		1 個	250 円
出席シール		1 冊	310 円
出席ノート		1 冊	260 円
お道具箱		1 個	710 円
社会見学交通費及び入館料	【理由及び目的】 利用乳幼児が個別で課外活動に利用するため。 対象：全利用乳幼児	年 1 回 程度	利用施設、場所による。
遠足交通費及び入館(園)料			
お知らせ袋	対象：0～5歳の利用乳幼児	1 袋	350 円
名札	対象：全利用乳幼児	1 枚	150 円
色鉛筆	対象：3～5歳の利用幼児	1 箱	500 円
粘土セット(粘土、板、へら)	対象：4～5歳の利用幼児	1 個	1,700 円

※上記の価格は令和5年10月1現在の価格で、年度によって変更される場合があります。

目安の金額となりますので、購入案内時に実費金額にて書面案内いたします。

※別途、日本スポーツ振興センター共済掛金を徴収致します。

2 延長保育に係る利用者負担

【標準時間保育園児】

18:00~18:30	30分毎:200円
18:30~19:00	30分毎:400円

【短時間利用園児】

7:00~9:00	30分毎:200円
17:00~18:30	30分毎:200円
18:30~19:00	30分毎:400円

3 一時預かりに係る利用者負担

・3歳以上の子どもの場合	(8:30～17:30)	1回あたり：2,000円
	(8:30～12:30)	1回あたり：1,000円
	1ヶ月間利用の場合	1ヶ月：30,000円
・3歳未満の子どもの場合	(8:30～17:30)	1回あたり：2,500円
	(8:30～12:30)	1回あたり：1,200円
	1ヶ月間利用の場合	1ヶ月：35,000円

4 乳児預かりに係る哺乳瓶の持参について

ミルクを必要とする年齢の乳児をお預けいただく際には、ご家庭で常時使用している飲み慣れたタイプの哺乳瓶を3本程度持参していただくようお願い致します。